



HOKKAIDO UNIVERSITY

AMBITIOUS LEADER'S PROGRAM

Fostering Future Leaders to Open New Frontiers in Materials Science

Ambitious 物質科学セミナー

国際条約による研究開発への規制

～生物多様性条約と名古屋議定書、合成生物学の最新動向から～

※外部からの聴講も歓迎します！

※科学技術コミュニケーション・リメディアル講習

鈴木 睦昭 氏

国立遺伝学研究所 知的財産室長



平成 27 年 9 月 29 日 (火) 13:00~14:30

北海道大学理学部 W 棟 ALP ミーティング室



研究開発はさまざまな法規制を受けます。グローバル活動では多国間での対応も重要です。2010年のCOP10/MOP5で合意された名古屋議定書では、遺伝資源の提供国と利用国が利益を分けあうと規定されました。これをケーススタディとし、国際的な法規制と研究活動の関係を考えます。

講師紹介：

静岡薬科大学博士課程修了。カリフォルニア大学ロサンゼルス校客員教授、日本たばこ産業（株）主任研究員、東京大学先端科学技術研究所・知的財産マネジメント人材育成プログラムを経て現職。文部科学省技術参与、環境省「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」委員

連絡先：北海道大学大学院 理学研究院 ALP 推進室 藤吉隆雄

(Tel: 011-706-4491, fujiyoshi@sci.hokudai.ac.jp)